# 別表十四の二 「連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の6 ((連結事業年度における寄附金の損金不算入)) (措置法第68条の96第1項((認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例)) の規定により読み替えて適用する場合を含みます。) 及び措置法第68条の88第3項((連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例)) の規定の適用を受ける場合に使用します。

### 2 記載の手順

この明細書は、指定寄附金等若しくは公益の増進に著しく寄与する法人(以下「特定公益増進法人」といいます。)に対する寄附金若しくは認定特定非営利活動法人に対する寄附金又は特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭がある場合には、まず、中段の「指定寄附金等に関する明細書」、「特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」又は「その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除きます。)に対する支出金の明細」の各欄を記載し、次に上段の欄を用いて損金不算入額の計算を行います。

下段の「個別帰属額の計算」の各欄には、令第155条の16(寄附金の損金不算入額の個別帰属額の計算)の規定により各連結法人に帰せられる金額について各連結法人ごとに別葉に記載します。

#### 3 各欄の記載要領

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「法人名」		萬額の計算」	の「連結法	:もに、かっこの :人名」欄に記載				
「その他の寄附金額 3」		剰余金の処分	分による経	結事業年度にお 理により支出し				
「連結法人間の寄附金 額5」	一連結グループ 金の額を合計し なお、平成1 度において利益	プに属する他 して記載しま 8年5月1 公文は剰余名	也の連結法 (す。 日前に終了 金の処分に	金の額のうち同 人に対する寄附 した連結事業年 よる経理により 額を控除して記				
「寄附金支出前連結所得金額8」	「6」+「7」 る場合には0~			がマイナスとな				
「連結親法人の期末の 連結個別資本金等の額 10」	連結親法人の額を記載しまっ	.,	おける連結	個別資本金等の	は出	資を有	人が資 しない こは、記	法人

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
					る必要	要はあり	)ません	V <sub>o</sub>
「(10)の月数換算額 (10)×12 11」	分子の空欄には 従って計算し、1 記載します。							
「損金算入限度額 13」	連結親法人が資場合には、記載す				5			
「特定公益増進法人及 び認定特定非営利活動 法人に対する寄附金の 損金算入額 14」	次の区分に応じ (1) 資本等のある うち少ない金額 (2) 資本等のない ち少ない金額	連結親法	人「2」	と「13」との				
「国外関連者に対する 寄附金額 16」	各連結法人が支 規定により損金の する寄附金の額を	)額に算入	.されない[	国外関連者に対				
「同上のうち損金の額 に算入されない金額 18」	次の区分に応じ 金額を記載します (1) 資本等のある 「14」-「15」 (2) 資本等のない 「14」-「15」	。 ・連結親法 の金額 ・連結親法	人「	17」—「13」-	_			
「指定寄附金等に関す る明細」の各欄	各連結法人が支 項第 1 号又は第 : (港湾法の規定に 寄附金又は財務大 るものがある場合 81 条の 6 第 3 項の	2 号に規定 よる港湾, て臣の指定 うに、これ	Eする国又に 局を含みま を受けた智 らの寄附会	は地方公共団体 す。)に対する 等附金に該当っ 金について法針	本 に対 ては、 計 載す	又は地 する寄 「告示 る必要	附金に 番号」	つい は記
「特定公益増進法人若 しくは認定特定非営利 活動法人に対する寄附 金又は認定特定公益信 託に対する支出金の明 細」の各欄	各連結法人が支 寄附金について法 場合(措置法第6 条の6第5項の規定 を含みます。)に	第 81 条の 8 条の 96 定により詩	6 第 4 項の 第 1 項の規 売み替えてi	の適用を受ける 見定又は法第 8	5 に掲り 1 法人り がある 24 条	第77条 ずる対 る場合に の存し 、。	定公益る寄附には、規による	増進 金等 則 証明
「その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。) に対する支出金の明細)の各欄	法第81条の65 みなされる特定公 す。)の信託財産 同条第1項の規定	、益信託(認 とするため	窓定特定公司に支出して	益信託は除きる た金銭について	ŧ			

	欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「個別帰属額の計算」の各欄	各欄共通	寄附金の損金 行う連結法人3			帚属額の計算を				
	「連結法人名」	寄附金の損金不算入額に係る個別帰属額の計算を 行う連結法人の法人名を記載します。							
	「指定寄附金等の 金額 24」	「1」のうち 支出した金額を			した連結法人が				
	「特定公益増進法 人及び認定特定非 営利活動法人に対 する寄附金額 25」	「2」のうち 支出した金額を			した連結法人が				
	「その他の寄附金 額 26」	. , , , ,	剰余金の処分	分による経理	結事業年度にお 理により支出し				
「個別帰属額	「国外関連者に対する寄附金額 28」	法第68条の88	第3項の規	定により損	が支出した措置 金の額に算入さ 頃を記載します。				
の計算」の各欄	「連結法人間の寄 附金額 30」	た寄附金の額の連結法人に対するお、平成定において利益	のうち同一i する寄附金の 18 年 5 月 1 益又は剰余る	車結グループ の額を記載し 日前に終了 金の処分に。	が当期に支出しプに属する他のします。した連結事業年よる経理により額を控除して記				

## 4 添付書類

公益信託の信託財産とするために支出した金銭について、法第81条の6の規定の適用を受ける場合には、令第155条の14 ((特定公益信託の要件等))の規定により、この明細書にその公益信託が法第37条第6項に規定する特定公益信託に該当することを証明するための書類として令第77条の2第2項に規定する主務大臣の発行する証明書類の写しを添付する必要があります。

## 5 根拠条文

法81の6、令155の13~155の16、規則22の5~24、措置法68の88③、68の96①